

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

押印を求める手続きの見直し等のための経済産業省関係省令の  
一部を改正する省令について (お知らせ)

標記省令が、別添のとおり令和2年12月28日付けで、公布、同日施行されました。同省令の施行により高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等が改正されましたのでお知らせいたします。

【概要】

高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等において、行政へ提出している様式について押印もしくは押印および署名が削除されました。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

○高圧法関係

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/12/20201228\\_kouatsu\\_1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/12/20201228_kouatsu_1.html)

○液石法関係

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/12/20201228-03.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/12/20201228-03.html)

を以 上

発信手段：メール

保安・業務グループ：瀬谷、橋本